

クレジット決済サービス利用規約（端末機利用型）

- 第1章 目的及び定義(第1条～第2条)
- 第2章 カード会社との加盟店契約締結業務の委託(第3条)
- 第3章 決済関連業務の委託(第4条～第12条)
- 第4章 料金(第13条～第16条)
- 第5章 加盟店における取引(第17条～第22条)
- 第6章 機密情報、個人情報、クレジットカード番号等の取扱い等(第23条～第37条)
- 第7章 一般条項(第38条～第53条)

第1章 目的及び定義

第1条（目的）

本規約は、店舗において取引を行う個人又は法人その他の団体が、その取引の決済手段として株式会社ゼウス(以下「ゼウス」といいます。)の提供するクレジットカード決済代行サービス(以下「本サービス」といいます。)を利用してその取引の業務効率の向上を目指すにあたり、第2条(定義)第5号に定義する加盟店とゼウスの権利義務関係を定めるものです。

第2条（定義）

本規約における各用語の定義は次の各号のとおりとします。

- (1) 本契約 本規約をその内容とするゼウスと加盟店との間で締結される契約をいいます。加盟希望者又は加盟店がゼウスに対して申込書を交付し、ゼウスがこれに対して文書により加盟店に通知することにより、当該文書に記載した日付に遡って成立します。
- (2) 加盟店契約 加盟店がカード会社との間で締結する契約で、クレジットカードによる信用販売を行う場合の両者の権利義務を定めるものをいいます。
- (3) カード会社 加盟店に対してクレジットカード決済を提供するクレジットカード会社をいいます。
- (4) 加盟希望者 店舗において取引を行い、若しくは行う予定のある個人又は法人その他の団体で、本規約を承認の上、本契約をゼウスに申し込み、本規約に基づいてカード会社と加盟店契約を締結していない方をいいます。
- (5) 加盟店 店舗において取引を行い、若しくは行う予定のある個人又は法人その他の団体で、本規約を承認の上、本契約をゼウスに申し込み、カード会社の加盟店審査により加盟店として適当と認められ、カード会社の加盟店としての地位を持つ方(ゼウスの代理によらずにカード会社と加盟店契約を締結したことにより、ゼウスに対する申込時に、既にカード会社の加盟店としての地位を持っている方を含みます。)をいいます。
- (6) 受託者 加盟店からクレジットカード番号等の取扱いを受託する者(ゼウスを除きます。)をいいます。
- (7) 購入者 本サービスを利用して信用販売の申し込みを行うクレジットカード保有者をいいます。
- (8) 信用販売 加盟店が店舗で購入者と商品を取引するにあたり、現金によらずにクレジットカードを利用させることで支払いに代える取引方法をいいます。
- (9) 決済処理端末機 クレジットカードの有効性等を確認することにより決済を処理するゼウスが認めた端末機をいいます。
- (10) 商品 加盟店が購入者に対して販売又は提供する対象となる物品、サービス又は情報等をいいます。
- (11) 店舗 加盟店が運営し、取引の申込を誘引する店舗又は自ら若しくは第三者が運営する催事場その他の施設のうち、ゼウスに対する本サービスの申込の際に対象として特定したものをいいます。
- (12) 加盟店審査 カード会社が、加盟希望者からの申請に基づき、加盟店としての適否を判定するために行う審査をいいます。

- | | |
|------------------|--|
| (13) 加盟店情報 | 加盟店が申込書等に記載することでゼウスに対して提供する加盟店の住所等の基本情報をいいます。 |
| (14) サービス開始日 | ゼウスが加盟店に対して本サービスにおけるシステムの本稼動設定を行い、加盟店において本サービスの利用が可能となった日をいいます。 |
| (15) 起算日 | サービス開始日の属する月の翌月 1 日をいいます。 |
| (16) 売上債権 | 加盟店が購入者に対して行った信用販売により発生した債権をいいます。 |
| (17) 開設契約金 | 加盟店が本サービスの利用を開始するための事務処理に必要な費用として加盟店に発生する料金をいいます。ただし、システム設定費用を除きます。 |
| (18) システム設定費用 | 加盟店が本サービスの利用を開始するためのシステム設定に必要な費用として加盟店に発生する料金をいいます。 |
| (19) システム利用料 | 起算日以降、加盟店が本サービスを利用する期間に対して固定の金額で加盟店に発生する料金をいいます。 |
| (20) 売上処理料 | 本サービスにおける第 8 条（カード会社への債権譲渡）第 2 項に定める売上データ若しくは売上票又は第 11 条（信用販売の取消）第 4 項に定める取消データの処理費用として、処理したデータ 1 件毎に加盟店に発生する料金をいいます。 |
| (21) 取引手数料 | 本サービスを利用した信用販売 1 件毎の金額に対して一定の割合で加盟店に発生する料金をいいます。ただし、加盟店がゼウスの代理によらずに加盟店契約を締結したカード会社が、加盟店に対して、当該カード会社所定の手数料を請求する場合における当該手数料を除きます。 |
| (22) 振込代金 | 第 13 条（振込代金）第 1 項の定めに従い売上債権からゼウスの各種料金を差し引いた代金をいいます。 |
| (23) 債権譲渡 | 加盟店が購入者に対して行った信用販売の売上債権を、カード会社に対して加盟店契約に従って、譲渡することをいいます。 |
| (24) 債権譲渡スキーム | 債権譲渡の方法によって、加盟店が購入者に対して有する売上債権を、加盟店からカード会社へ移行させるスキームをいいます。 |
| (25) 債権買取代金 | カード会社が信用販売の売上債権を債権譲渡により買い取る際に、加盟店に対して支払う対価から、各カード会社が加盟店契約に基づき加盟店から受領する加盟店手数料を差し引いた代金をいいます。 |
| (26) 立替払い | 加盟店が購入者に対して行った信用販売の売上債権について、加盟店契約に従って、カード会社が、購入者のために加盟店に支払うことをいいます。 |
| (27) 立替払いスキーム | 立替払いの方法によって、加盟店が購入者に対して有する売上債権を、カード会社の購入者に対する債権として移行させるスキームをいいます。 |
| (28) 立替払い代金 | カード会社が購入者に代わって加盟店に対して立替払いする代金から、各カード会社が加盟店契約に基づき加盟店から受領する加盟店手数料を差し引いた代金をいいます。 |
| (29) クレジットカード番号等 | 割賦販売法第 35 条の 16 第 1 項に定める「クレジットカード番号等」（クレジットカード番号、クレジットカードの有効期限、暗証番号又はセキュリティコード等）をいいます。 |
| (30) 実行計画 | クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」（名称が変更された場合であっても、クレジットカード番号等の保護、クレジットカード偽造防止対策又はクレジットカード不正利用防止のために、加盟店等が準拠することが求められている事項を取りまとめた基準として当該実行計画に相当するものを含みます。）であって、その時々における最新のものをいいます。 |

第 2 章 カード会社との加盟店契約締結業務の委託

第3条（カード会社との加盟店契約）

1. 加盟店又は加盟希望者は、カード会社と加盟店契約を締結し、変更し、又は解除するために必要な業務について、その処理に必要な代理権をゼウスに付与した上で委託し、ゼウスは、善良なる管理者の注意をもってカード会社に対して受託した業務を処理します。ただし、本項の規定は、加盟店がゼウスの代理によらずにカード会社と加盟店契約を締結する場合には、適用されないものとします。
2. 加盟希望者は、店舗を特定した上で、ゼウスの指定する申込書のほかカード会社及びゼウスが特に要求する資

料に虚偽なく情報を記入の上、ゼウスに対して提出するものとします。なお、加盟店が、対象となる店舗を追加するために本サービスを申し込む場合についても同様とし、以下の各項の規定を準用します。

3. 加盟希望者は、ゼウスに対して、前項の申込書の提出時点及びサービス開始日時点において、次の各号のいずれの事項も真実かつ正確であることを表明し、保証します。
 - (1) ゼウスに対して書面により申告したものを除き、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」といいます。）に定められた禁止行為に該当する行為を行っておらず、直近 5 年間に同法による処分を受けていないこと。
 - (2) ゼウスに対して書面により申告したものを除き、消費者契約法において消費者に取消権が発生する原因となる行為を行っておらず、直近 5 年間に同法違反を理由とする敗訴判決を受けていないこと。
 - (3) 前二号の申告内容が真実かつ正確であること。
 - (4) 第 6 条（信用販売の申込受付業務、事前承認請求業務及び事前承認請求結果の受領業務）、第 7 条（不正利用等発生時の対応）、第 29 条（購入者のクレジットカード番号等の取扱い）、第 30 条（加盟店によるクレジットカード番号等の取扱いの委託）及び第 31 条（事故時の対応）を遵守するための体制を構築済みであること。
 - (5) ゼウスに対して申込書その他の方法により届け出た事項が真実かつ正確であること。
4. 加盟希望者は、前項により表明保証した内容が真実に反すること若しくは反するおそれがあることが判明した場合又は申込書提出後若しくはサービス開始日後にこれらの事由が新たに生じ、若しくは生じるおそれがある場合、ゼウスに対して、直ちにその旨を申告するものとします。
5. ゼウスは、第 2 項により加盟希望者より提出された文書を受領後、その裁量で、加盟希望者が VISA、MasterCard、JCB その他のクレジットカードブランドを利用したクレジットカードの決済処理を効率的に行えるように調整を行い、これらのクレジットカードブランドを処理できるカード会社に対してこれを提出することで、加盟店審査の申請を行います。
6. 各カード会社が行う加盟店審査の結果、各カード会社より加盟希望者を加盟店として適当と認める旨の通知がゼウスに到達したときは、その時点で加盟希望者と当該カード会社との間で加盟店契約が成立します。ただし、本項の規定は、加盟店がゼウスの代理によらずにカード会社と加盟店契約を締結する場合には、適用されないものとします。
7. 各カード会社が行う加盟店審査の結果、各カード会社より加盟希望者を加盟店として不適当と認める旨の通知がゼウスに到達したときは、加盟希望者と当該カード会社との間での加盟店契約は成立しません。なお、ゼウスは、個々のカード会社による加盟店審査の結果が加盟不適当であった理由について加盟希望者に説明する義務を負いません。
8. ゼウスは、第 6 項に定める加盟店審査の結果を各カード会社から受領した後、加盟希望者に対してその旨通知するものとします。また、ゼウスは、加盟希望者が、第 14 条（本サービスの料金）第 2 項に基づく開設契約金及びシステム設定費用の支払いを行った場合には、加盟希望者に対して本サービスにおけるシステムの本稼動設定を行い、加盟希望者において当該加盟希望者が希望するクレジットカードブランドを利用したクレジットカードの決済処理が可能となったときには、ゼウスは、加盟希望者に対して遅滞なくその結果を通知します。
9. カード会社が定める加盟店規約をはじめとする規約及び本規約（これらに付帯する契約を含みます。）の内容が、加盟店と各カード会社との間で締結される加盟店契約の内容となります。ただし、加盟店規約等のカード会社が定める規約と本規約の内容が矛盾する場合は本規約の内容が優先します。
10. ゼウスは、ゼウスの代理によらずにカード会社と加盟店契約を締結している加盟希望者が、ゼウスに対し本サービスの申込をしたことによって、当該加盟店契約と同内容の契約を維持することができなくなった場合であっても、一切の責任を負いません。

第 3 章 決済関連業務の委託

第 4 条（業務委託）

1. 加盟店は、ゼウスに対して、次の各号の業務（ただし、加盟店がゼウスの代理によらずにカード会社と加盟店契約を締結している場合は、次の第 1 号、第 2 号及び第 5 号に定める業務並びにこれらの業務に付随する一切の業務に限ります。）について、その処理に必要な包括的な代理権をゼウスに付与した上で委託し、ゼウスは、これを受託し、善良なる管理者の注意をもって本サービスの提供として受託した業務を処理します。
 - (1) 信用販売の申込受付業務、カード会社が事前に行う信用販売の承認（以下「事前承認」といいます。）を請求する業務及び事前承認請求結果の受領業務
 - (2) カード会社への債権譲渡業務
 - (3) 債権買取代金の受領業務又は立替払い代金の受領業務

- (4) 信用販売の解除又は取消に際し発生する債権買取代金又は立替払い代金の返還等に関する業務
 - (5) 個人情報及びクレジットカード番号等の取扱業務
 - (6) 上記各号に定める業務に付随する一切の業務
2. ゼウスは、カード会社との間で、加盟店の代理人として受託した業務を処理することについての契約を締結し、これを維持します。

第5条（支払区分）

1. 加盟店が購入者に提供できるクレジットカードの支払区分は、1 回払いのほか、カード会社及びゼウスが承認した場合には、2 回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払い、分割払いその他カード会社が加盟店との個別の加盟店契約において特に認めた方法とします。
2. 加盟店は、前項の規定にかかわらず、カード会社と購入者との契約のため、購入者によっては一部の支払区分が取り扱えない場合があることをあらかじめ承諾します。

第6条（信用販売の申込受付業務、事前承認請求業務及び事前承認請求結果の受領業務）

1. 加盟店は、購入者からクレジットカードによる信用販売を利用して商品を購入したい旨の申込があった場合、割賦販売法及び実行計画に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、提示されたクレジットカードの有効性及びクレジットカードの提示者とクレジットカードの名義人との同一性並びに当該信用販売が偽造カードの利用その他のクレジットカード番号等の不正利用（以下「不正利用」といいます。）に該当しないことを自らの責任で確認しなければならないものとします。この場合において、加盟店は、ゼウスが別途指定する、実行計画に掲げられた措置を講じてこれを行うものとします。
2. ゼウスは、加盟店を代理して、購入者からクレジットカード番号等、商品代金額その他別途加盟店に示す各システム設定マニュアルに定める情報を受信することで、購入者の信用販売による購入申込を一律で受け付けます。ただし、本サービスにおいて過去に不正利用を行う等、信用販売を行うに懸念を抱かせる購入者の購入申込についてはこの限りではありません。
3. ゼウスは、前項の信用販売による購入申込を受け付けた後、直ちにカード会社に対し当該信用販売の事前承認を求め、その諾否を決済処理端末機を通じて加盟店及び当該購入者に通知します。
4. ゼウスは、カード会社による事前承認の諾否とは別に、第 2 項の購入申込の受付により得られた情報から、加盟店に対して当該購入者が不正利用している可能性について情報を提供することがあります。ただし、当該情報はゼウスの保有するノウハウに基づき、不正利用の可能性その他の判断材料を提示するものであり、ゼウスは、その真実性について責任を負いません。

第7条（不正利用等発生時の対応）

1. 加盟店は、その行った信用販売につき、不正利用がなされた場合には、必要に応じて、遅滞なく、その是正及び再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正及び再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施するものとします。
2. 加盟店は、前項の場合には、直ちにその旨をゼウスに対して報告すると共に、遅滞なく、前項の調査の結果並びに是正及び再発防止のための計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュールを報告するものとします。

第8条（カード会社への債権譲渡）

1. 債権譲渡スキームの場合、ゼウスは、加盟店を代理して、信用販売の売上債権をカード会社に譲渡する手続きをとります。
2. 前項の手続きは、ゼウスが、加盟店を代理して、信用販売が行われた日又は購入者に対して商品が引き渡され、若しくは提供された日を売上日とする売上を証するデータ（以下「売上データ」といいます。）又は売上票（以下「売上票」といいます。）を作成し、本サービスを通じてカード会社に対して送信又は送付することにより行われます。
3. 第 1 項の債権譲渡手続は、原則として即日行われますが、公的インフラの障害、カード会社のコンピューターの障害をはじめとするゼウスの支配が及ばない原因によりこれが受け付けられない場合は、ゼウスは、当該手続きを障害復旧後に行い、それにより加盟店の第 13 条（振込代金）に定める振込代金の受領が遅れたとしても、一切の責任を負いません。

第9条（カード会社による立替払い）

1. 立替払いスキームの場合、ゼウスは、加盟店を代理して、売上データ又は売上票を作成し、本サービスを通じてカード会社に対して送信又は送付することにより、カード会社による立替払いを要求します。
2. 前項の立替払いを要求する手続きは、原則として即日行われますが、公的インフラの障害、カード会社のコンピュ

ーターの障害をはじめとするゼウスの支配が及ばない原因によりこれが受け付けられない場合は、ゼウスは、当該手続きを障害復旧後に行い、それにより加盟店の第 13 条（振込代金）に定める振込代金の受領が遅れたとしても、一切の責任を負いません。

第10条（購入者の支払拒否等）

1. 加盟店が購入者との間で本サービスを利用して行った信用販売に関して、購入者から商品の相違、不具合、数量相違及び引渡遅延等を理由とした代金減額、代金返還、代金不払いの主張又は損害賠償の請求等の抗弁（割賦販売法第 30 条の 4 に定める支払停止の抗弁を含みます。）があった場合には、加盟店は、直ちに当該抗弁事由の解消に努めます。
2. 加盟店は、前項の抗弁が生じたことを原因として、カード会社及びゼウスが次の各号の措置をとることをあらかじめ承諾します。ただし、本項の規定は、加盟店がゼウスの代理によらずにカード会社と加盟店契約を締結している場合、当該加盟店契約には、適用されないものとします。
 - (1) 債権買取代金又は立替払い代金が未だカード会社からゼウスに支払われていないときは、カード会社は、当該債権買取代金又は立替払い代金の支払いを中止することができ、この場合、ゼウスも加盟店に対する当該債権買取代金又は立替払い代金に相当する振込代金の支払いを中止することができます。
 - (2) 債権買取代金又は立替払い代金が既にカード会社からゼウスへ支払われており、ゼウスから加盟店への振込代金が未だ支払われていないときは、ゼウスは、加盟店を代理して、カード会社に対し、当該債権買取代金又は立替払い代金を直ちに返還し、ゼウスの加盟店に対する当該債権買取代金又は立替払い代金に相当する振込代金の支払いを中止することができます。
 - (3) 債権買取代金又は立替払い代金が既にカード会社からゼウスへ支払われており、ゼウスからも加盟店への振込代金の支払いが既に完了しているときは、加盟店は、ゼウスに対して当該振込代金を直ちに返還し、ゼウスもカード会社に対して当該債権買取代金又は立替払い代金を直ちに返還します。なお、ゼウスは、加盟店に対する次回以降の振込代金から当該振込代金を控除することで、加盟店からの返還があったものとすることができます。
 - (4) 当該抗弁事由が解消した場合は、ゼウスは、加盟店に対して、カード会社から当該売上債権にかかる債権買取代金又は立替払い代金を受領した後に、当該債権買取代金又は立替払い代金に相当する振込代金を合算して支払います。なお、ゼウスは、この場合であっても、遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第11条（信用販売の取消）

1. 加盟店が購入者との間で本サービスを利用して行った信用販売に関して、購入者から返品の実要求があり、その要求が事前に加盟店が購入者に提示した条件を満たす場合には、加盟店及びゼウスは、当該信用販売が取り消され、当該信用販売の発生に遡って効力を失ったものとして取り扱います。
2. 加盟店が購入者との間で行った信用販売に関して、これを合意により解除した場合は前項と同様とします。
3. 前二項の場合、加盟店は、直ちに信用販売の取消処理を行います。
4. ゼウスは、前項の取消処理を確認後、加盟店を代理して、取消処理日を取消日とする取消を証するデータ（以下「取消データ」といいます。）を作成し、本サービスを通じてカード会社に送信します。
5. ゼウスは、加盟店が届け出た連絡先によっても加盟店に連絡が取れない場合は、自らの判断で、カード会社に対し、前項に定める取消データの送信を行うことができます。

第12条（債権譲渡又は立替払いの取消又は解除）

1. 加盟店は、ゼウスが加盟店を代理して、カード会社に送信又は送付した売上データ又は売上票に関し、第 11 条（信用販売の取消）第 1 項及び第 2 項並びに次の各号の事由が認められる場合には、カード会社が債権譲渡又は立替払いを取消又は解除することがある旨、あらかじめ承諾します。
 - (1) 本契約又は各カード会社との加盟店契約に違反した場合
 - (2) 売上データ若しくは売上票が正当なものでない場合又はその内容に誤りがある場合
 - (3) 購入者より自己の利用によるものではない旨の申出があった場合
 - (4) 購入者が、カード会社に対して、加盟店の責に帰すべき事由により商品代金を支払わないと主張する場合
 - (5) 第 10 条（購入者の支払拒否等）第 1 項に定める事由その他の事由により、購入者と加盟店との間で紛議が生じ、当該紛議が解消されない場合
 - (6) 信用販売の事前承認の取得日からカード会社が別途指定した日数以上が既に経過した売上債権であった場合
 - (7) その他カード会社が加盟店契約において定める取消事由又は解除事由に該当した場合

2. ゼウスは、カード会社が前項により債権譲渡又は立替払いを取消又は解除した場合、当該売上債権の債権買取代金、立替払い代金又は振込代金に関して次の各号の処理を行います。
 - (1) 債権買取代金又は立替払い代金が未だカード会社からゼウスに支払われていないときは、カード会社は、当該債権買取代金又は立替払い代金の支払いを中止することができ、この場合、ゼウスも加盟店に対する当該債権買取代金又は立替払い代金に相当する振込代金の支払いを中止することができます。
 - (2) 当該債権買取代金又は立替払い代金が既にカード会社からゼウスへ支払われており、ゼウスから加盟店への振込代金が未だ支払われていないときは、ゼウスは、加盟店を代理して、カード会社に対し、当該債権買取代金又は立替払い代金を直ちに返還し、ゼウスの加盟店に対する当該債権買取代金又は立替払い代金に相当する振込代金の支払いを中止することができます。
 - (3) 当該債権買取代金又は立替払い代金が既にカード会社からゼウスへ支払われており、ゼウスからも加盟店への振込代金の支払いが既に完了しているときは、加盟店は、ゼウスに対して当該振込代金を直ちに返還し、ゼウスもカード会社に対して当該債権買取代金又は立替払い代金を直ちに返還します。なお、ゼウスは、加盟店に対する次回以降の振込代金から当該振込代金を控除することで、加盟店からの返還があったものとすることができます。
3. ゼウスは、次の各号の事由が発生した場合には対象となる売上債権について、加盟店を代理して、カード会社に対し、再度債権譲渡又は立替払いの手続きを行います。
 - (1) 第1項第2号の場合において、売上データ等の内容を訂正したとき。
 - (2) 第1項第3号の場合において、当該購入者の利用によることが当該購入者との間で確定したとき。
 - (3) 第1項第5号の場合において、購入者との紛議が解決したとき。
4. 本条の規定は、加盟店がゼウスの代理によらずにカード会社と加盟店契約を締結している場合、当該加盟店契約については、適用されないものとします。

第4章 料金

第13条（振込代金）

1. ゼウスは、売上債権の金額から次項に定める差し引き処理を行った後の振込代金を取りまとめ、その明細を加盟店に通知します。ただし、ゼウスから加盟店への振込又は請求がない月はこの限りではありません。
2. ゼウスから信用販売の代金として加盟店に振り込む振込代金は、別途定める締切日に締め切った売上債権から第14条（本サービスの料金）に定める売上処理料及び取引手数料の金額のほか、次の各号の金額を差し引いた金額となります。ただし、ゼウスと加盟店で差し引かないことに合意した金額については当該差し引き処理を行いません。
 - (1) 第14条（本サービスの料金）に定める支払期限を徒過したシステム利用料の金額
 - (2) 第10条（購入者の支払拒否等）に定める購入者からの抗弁が行われている売上債権の金額
 - (3) 第11条（信用販売の取消）に定める取消データをカード会社に送信した信用販売に関する売上債権の金額
 - (4) 第12条（債権譲渡又は立替払いの取消又は解除）に定めるカード会社による債権譲渡又は立替払いの取消又は解除が行われた売上債権の金額。ただし、再度債権譲渡又は立替払い手続きの措置をとった売上債権はその直近の締切日に当該売上債権を加算します。
 - (5) その他ゼウスと加盟店で差し引くことに合意した料金の金額
3. ゼウスは、前項の振込代金を、別途定める振込日に加盟店の指定する銀行口座に振り込みます。なお、振込手数料は別途ゼウスが指定する当事者が負担し、振込日が金融機関休業日にあたった場合はその翌営業日又はゼウスがあらかじめ文書にて指定した日を振込日とします。

第14条（本サービスの料金）

1. 加盟店は、本サービスの対価として、ゼウスに対して次項に定める開設契約金、システム設定費用、システム利用料、売上処理料、取引手数料その他ゼウスと合意し支払うものとされた料金を支払います。
2. 開設契約金、システム設定費用、システム利用料、売上処理料及び取引手数料の発生時期は次の各号のとおりとします。
 - (1) 開設契約金 : 第3条（カード会社との加盟店契約）第8項に基づき、加盟店審査の結果、加盟店として適当と認める旨の通知をカード会社から受領した旨の通知をゼウスが加盟店に対して行った日
 - (2) システム設定費用 : 第3条（カード会社との加盟店契約）第8項に基づき、加盟店審査の結果、加盟店として適当と認める旨の通知をカード会社から受領した旨の通知をゼウスが加盟店に対して行った日

- (3) システム利用料 : 起算日以降
 - (4) 売上処理料 : サービス開始日以降
 - (5) 取引手数料 : サービス開始日以降
3. 加盟店は、本契約の有効期間の最初の更新を行う前に第 43 条(有効期間)第 2 項に基づき中途解約を行う場合は、最初の更新までに支払うべきシステム利用料を支払うものとします。
 4. 本契約が中途解約又は解除された場合であっても、ゼウスは、既に受領した開設契約金、システム設定費用及びシステム利用料については、加盟店に返還しません。
 5. 本条に定める開設契約金、システム設定費用、システム利用料、売上処理料、取引手数料その他ゼウスと合意し支払うものとされた料金に関する振込手数料及び公租公課は加盟店が負担します。

第15条（弁済の充当）

1. 加盟店がゼウスに対し本契約において負担する金銭債務に不履行が生じている場合、ゼウスは、加盟店に対して通知等をすることなく、振込代金を、不履行が生じている債務の弁済に充当することができます。
2. 加盟店が本サービス以外のゼウスの提供するサービス(以下「他サービス」といいます。)についてゼウスと契約を締結している場合において、加盟店は、ゼウスが次の各号の弁済の充当をすることについて承諾します。
 - (1) 他サービスにおける加盟店のゼウスに対する金銭債務について債務不履行が生じている場合、第 13 条(振込代金)第 2 項においてゼウスから加盟店に支払われる振込代金から不履行が生じている債務の弁済に充当すること。
 - (2) 本契約における金銭債務について債務不履行が生じている場合、他サービスにおいてゼウスから加盟店に支払われる金額から不履行が生じている債務の弁済に充当すること。

第16条（遅延損害金）

加盟店又はゼウスは、相手方が本契約における金銭債務の全部又は一部の支払いを遅延したときは、相手方に対し、年 14.6%の割合による遅延損害金を請求することができるものとします。

第 5 章 加盟店における取引

第17条（決済処理端末機の設置等）

1. 加盟店は、自己の責任と費用をもって、決済処理端末機の設置、設定、使用、保守等及び決済処理端末機を提供する事業者(ゼウスを含みます。)との間で契約の締結その他必要な手続きを行うものとし、ゼウスは、当該決済処理端末機の瑕疵又は故障等により生じた損害並びに当該契約及び当該事業者からの指示等に従わなかったことにより生じた損害について一切の責任を負いません。
2. 加盟店は、前項の決済処理端末機の設置、使用、保守等にあたり、その作業を委託契約、請負契約等により自己に代わって第三者に行わせようとする場合は、自らの責任と費用をもってこれを行わせるものとし、ゼウスは、一切これに関与するものではなく、何ら責任を負いません。
3. ゼウスは、自らの責任と費用をもって本サービスのためのシステムを構築及び運営し、加盟店が第 1 項に従って手続きを行うことで本サービスを利用できるように維持します。ただし、加盟店の商品の販売又は提供方法、内容等が特殊であり、通常の設定では本サービスを利用できない場合は、ゼウスは、別途加盟店に対して設定方法を提示します。
4. 加盟店は、本サービスの利用を開始する前に、決済処理端末機で正しく本サービスが利用できるかを確認するものとし、本サービスの利用を開始した場合、ゼウスは、本サービスのためのシステムの構築及び運営を原因とした不具合に責任を負いません。

第18条（取扱商品）

1. 加盟店は、本サービスを用いて行う信用販売で取り扱う商品を、事前にゼウスに届け出ます。なお、次の各号の商品については取扱商品に含めることはできません。
 - (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、銃砲刀剣類所持等取締法、麻薬及び向精神薬取締法、ワシントン条約その他の法令の定め違反するもの
 - (2) 第三者の知的財産権その他の権利を侵害し、又はそのおそれのあるもの
 - (3) 公序良俗に違反するもの
 - (4) 商品券、印紙、切手、回数券、プリペイドカードその他の有価証券等の換金性の高いもの
 - (5) その他カード会社又はゼウスが不適当と判断したもの
2. 加盟店は、取り扱うために許認可又は届出等が必要となる商品を取り扱う場合は、あらかじめゼウスに当該許認可又は届出等を証明することのできる関連文書を提出し、ゼウスの承諾を事前に得るものとします。また、加盟店が

当該許認可等を喪失した場合は、直ちに当該商品の信用販売を中止し、ゼウスにその旨を連絡します。

第19条（商品の所有権）

1. 加盟店が購入者に信用販売を行った商品の所有権は、カード会社と加盟店との間で当該売上債権に係る債権譲渡又は立替払いのための契約が成立した時（ただし、加盟店契約において別の時点が定められている場合には、その時）にカード会社に移転するものとします。ただし、第12条（債権譲渡又は立替払いの取消又は解除）第1項により債権譲渡又は立替払いが取消又は解除された場合、当該売上債権に係る商品の所有権は、債権買取代金又は立替払い代金が支払われていないときは直ちに、支払われているときは加盟店が当該債権買取代金又は当該立替払い代金をカード会社に返還した時に加盟店に戻るものとします。
2. 加盟店が、不正利用等により購入者以外の者に対して誤って信用販売を行った場合であっても、カード会社と加盟店との間で債権譲渡又は立替払いが行われた場合には、信用販売を行った商品の所有権は、カード会社に帰属するものとします。なお、この場合にも前項ただし書きの規定を準用するものとします。
3. 本条の規定は、加盟店がゼウスの代理によらずにカード会社と加盟店契約を締結している場合、当該加盟店契約については適用されないものとします。

第20条（広告及び信用販売の方法）

1. 加盟店は、消費者保護の観点から、店舗で購入者に対して宣伝広告を行うにあたり次の各号の事項を遵守します。次の各号の事項に関してゼウスから訂正又は削除の要求がある場合は、加盟店は、直ちにこれに従います。
 - (1) 特定商取引法、割賦販売法、消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法その他の関連諸法令の定めに違反しないこと。
 - (2) 購入者の判断に錯誤を与えるおそれのある表示をしないこと。
 - (3) 公序良俗に違反する表示をしないこと。
 - (4) その他法令等により表示が義務づけられた事項又はカード会社若しくはゼウスが必要と判断する事項
2. 加盟店は、第6条（信用販売の申込受付業務、事前承認請求業務及び事前承認請求結果の受領業務）第3項に基づき、信用販売の事前承認が得られた旨の通知を受領した場合、直ちに購入者に対して商品を引き渡し、又は提供するものとします。ただし、当該信用販売の売上データ又は売上票における売上日に商品を購入者に引き渡し、又は提供することができない場合には、加盟店は、購入者に対して、書面により商品の引渡時期又は提供時期を通知するものとします。
3. 加盟店は、信用販売を行った場合、商品の名称、数量、金額、送料、税額、代金支払方法その他必要に応じて割賦販売法第30条の2の3第4項及びその施行規則に定める事項を、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により購入者に交付します。
4. 加盟店が第6条（信用販売の申込受付業務、事前承認請求業務及び事前承認請求結果の受領業務）及び本条に反し、自らの判断で信用販売を行った場合、カード会社及びゼウスは、当該信用販売について一切の責任を負わず、加盟店は、当該信用販売が取り消されたとしても、カード会社及びゼウスに対し異議を申し立てないものとします。
5. 加盟店は、本サービスを利用して信用販売を行う場合には、決済処理端末機を使用しなければならないものとします。ただし、決済処理端末機の故障等によりこれを使用できないときは、加盟店は、ゼウスが別途定める方法により信用販売を行うものとします。
6. 加盟店は、購入者に対し、売上データ又は売上票にカード会社又はゼウス所定の項目以外の記載を求めてはならないものとします。
7. 売上データ又は売上票に記載できる金額は、当該売上データ又は売上票に係る信用販売の代金（税金、送料等を含みます。）のみとし、加盟店は、現金の立替、過去の売掛金の精算を行ってはならないものとします。
8. 加盟店は、売上データ又は売上票の金額訂正、分割記載、利用日の不実記載等を行ってはならないものとします。
9. 加盟店は、ボーナス一括払い、リボルビング払い又は分割払いによる信用販売を行う場合には、売上データ又は売上票に当該信用販売の種類を記載しなければならないものとします。
10. 加盟店は、信用販売を行うにあたって、消費者保護の観点から、次の各号の対応、措置を講じるものとします。
 - (1) トラブルが生じた際に、一方的に購入者に不利にならないよう取り計らい、加盟店が責任を取りえない範囲については購入者が理解できるように明示すること。
 - (2) 購入者からの苦情又は問い合わせ等に対応する窓口を設置し、当該窓口で受け付ける苦情又は問い合わせに対して速やかに対応すること。
 - (3) その他カード会社又はゼウスが必要と認める措置を講じること。
11. 加盟店は、第18条（取扱商品）に定める取扱商品に関するすべての広告において、各カード会社及びその提携

先が発行するクレジットカードが使用できる旨を明示するものとします。

12. 加盟店は、信用販売を行う店舗内外の見やすいところにゼウス又はカード会社の指定する加盟店標識を掲示するものとします。

第21条（差別的取扱いの禁止）

加盟店は、正当な理由なく、購入者に対して信用販売の申込を拒絶したり、直接現金払いやクレジットカード以外の支払方法の利用を要求したり、購入者に対して現金払いを行う客と異なる代金を請求したり、信用販売の金額に本規約に定める以外の制限を設ける等、購入者に不利となる差別的取扱いを行ってはならないものとします。

第22条（無効カードの取扱い）

1. 加盟店は、ゼウス又はカード会社から紛失又は盗難等の理由により無効を通告されたクレジットカード及び明らかに偽造、変造等と疑われるクレジットカードによる信用販売を行わないものとし、当該クレジットカードを回収し、保管の上、ゼウスに対して直ちにその旨を連絡しなければならないものとします。
2. 加盟店は、前項に違反して信用販売を行った場合、当該信用販売にかかる代金等の全額について一切の責任を負わなければなりません。

第 6 章 機密情報、個人情報、クレジットカード番号等の取扱い等

第23条（加盟店の個人情報の収集、保有及び利用）

1. ゼウスは、あらかじめ公表する利用目的に従い、加盟店情報のうち個人情報を取得及び利用するものとします。
2. ゼウスは、あらかじめ加盟店の同意を得ないで、加盟店情報のうち個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、法令により開示を求められた場合又は裁判所、警察等の公的機関若しくは弁護士会から法律に基づく正式な照会を受けた場合はこの限りではありません。
3. ゼウスは、加盟店情報のうち個人情報につき、あらかじめ公表するプライバシーポリシーに従い、適切に管理するものとします。

第24条（加盟店信用情報機関への登録）

加盟店は、本契約に基づき生じた加盟店に関する客観的事実その他本規約末尾に定める情報が、カード会社を通じてカード会社の加盟する加盟店信用情報機関（本規約末尾に一覧で記載します。以下同じです。）に登録されること並びに当該機関に登録された情報（本契約締結前に既に登録されている情報を含みます。）が、当該加盟店に関する加盟店審査及び本契約締結後の管理その他本規約末尾に定める目的のため、カード会社及び当該機関の加盟会員によって利用されることに同意するものとします。

第25条（加盟店の個人情報の開示、訂正又は削除）

1. 加盟店は、ゼウスに対し、所定の手続きによりゼウスが保有する加盟店情報のうち個人情報を開示するよう請求することができます。なお、カード会社及び加盟店信用情報機関それぞれが保有する加盟店情報のうち個人情報の開示請求は、それぞれの所定の手続きにより各社又は各機関に対し行うものとします。
2. 前項によりゼウスが保有する加盟店情報のうち個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、ゼウスは、加盟店の請求により訂正又は削除の措置をとるものとします。

第26条（契約終了後の加盟店情報の利用）

加盟店は、ゼウスが、あらかじめ定める目的及び開示請求等に必要範囲で、本契約終了後も、法令又はゼウス所定の期間、加盟店情報を保有及び利用すること及び所定の期間経過後に破棄することに同意するものとします。

第27条（加盟店情報取扱いへの不同意）

加盟店は、本契約に必要な情報のゼウスへの提供及びゼウスにおける加盟店情報の取扱いについて同意できない場合には、ゼウスが本契約の締結及び加盟店審査の申請ができないことがあること並びに本契約を解約されることがあることに同意するものとします。

第28条（購入者の個人情報の取扱い）

1. ゼウスは、加盟店からの委託に基づき行われる第 6 条（信用販売の申込受付業務、事前承認請求業務及び事前承認請求結果の受領業務）第 2 項に定める購入申込の受付により自己が取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律及びそれに関連するガイドライン（業界におけるガイドライン、慣習及びセキュリティ基準を含

み、以下「個人情報保護法等」といいます。)に従い、利用目的の公表、アクセス制限等の安全管理措置等、個人情報取扱いに関して適切な措置を講じる責任を負います。

2. 前項に定めるほか、加盟店は、加盟店自らが購入者から個人情報を取得しているような場合は、当該個人情報について個人情報保護法等に従い、個人情報取扱いに関して適切な措置を講じる責任を負います。
3. 購入者の個人情報の漏えい、滅失又は毀損(以下「漏えい等」といいます。)の事故が発生し、又はその疑いがある場合には、加盟店は、直ちにゼウスに対して報告しなければならないものとします。かかる報告を受けた場合、ゼウスは、損害の拡大を防止するために本サービスの利用を停止することができ、そのことにより加盟店に生じた損害に関して責任を負いません。

第29条（購入者のクレジットカード番号等の取扱い）

1. 加盟店は、信用販売の実施に必要な場合その他正当な理由がある場合を除き、クレジットカード番号等を取り扱ってはならないものとします。
2. 加盟店は、クレジットカード番号等を取り扱う場合、割賦販売法及び実行計画に従いクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないと、かつ、クレジットカード番号等につき、その漏えい等を防止するために善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならないものとします。
3. 加盟店は、クレジットカード番号等の適切な管理のため、ゼウスが別途指定する、実行計画に掲げられた措置又はこれと同等の措置を講じなければならないものとします。
4. 前項の規定にかかわらず、ゼウスは、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、加盟店が講じる方法又は態様による措置が実行計画に掲げられた措置又はこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他クレジットカード番号等の漏えい等の防止のために特に必要があるときは、その必要に応じて、加盟店に対し、当該方法又は態様の変更を求めることができ、加盟店は、これに応ずるものとします。

第30条（加盟店によるクレジットカード番号等の取扱いの委託）

1. ゼウスは、本契約において、加盟店からの委託に基づき行われる第 6 条(信用販売の申込受付業務、事前承認請求業務及び事前承認請求結果の受領業務)第 2 項に定める購入申込の受付により自己が取得したクレジットカード番号等について、割賦販売法、実行計画及びそれに関連するガイドライン(業界におけるガイドライン、慣習及びセキュリティ基準を含みます。)に従い、安全管理措置等、適切な措置を講じる責任を負います。
2. 加盟店は、前項に定めるほか、クレジットカード番号等の取扱いを受託者に委託する場合には、ゼウスに対し、受託者の氏名又は名称その他ゼウスが要求する事項を事前に申告した上で、次の各号の基準に従わなければならないものとします。
 - (1) 受託者が次号に定める義務に従いクレジットカード番号等を的確に取り扱うことができる能力を有する者であることを確認すること。
 - (2) 受託者に対して、第 29 条(購入者のクレジットカード番号等の取扱い)第 2 項及び第 3 項の義務と同等の義務を負担させること。
 - (3) 受託者が第 29 条(購入者のクレジットカード番号等の取扱い)第 3 項に基づきゼウスが指定した具体的方法及び態様によるクレジットカード番号等を含む個人情報の適切管理措置を講じなければならない旨及び当該方法又は態様について、同条第 4 項に準じて加盟店から受託者に対して変更を求めることができ、受託者はこれに応じる義務を負う旨を委託契約中に定めること。
 - (4) 受託者におけるクレジットカード番号等の取扱いの状況について定期的に又は必要に応じて確認すると共に、必要に応じてその改善をさせる等、受託者に対する必要かつ適切な指導及び監督を行うこと。
 - (5) 受託者があらかじめ加盟店の承諾を得ることなく、第三者に対してクレジットカード番号等の取扱いを委託してはならないことを委託契約中に定めること。
 - (6) 受託者が加盟店から取扱いを委託されたクレジットカード番号等につき、漏えい等又はそのおそれが生じた場合、第 31 条(事故時の対応)各項に準じて、受託者は直ちに加盟店に対してその旨を報告すると共に、事実関係や発生原因等に関する調査並びに二次被害及び再発を防止するための計画策定等の必要な対応を行い、その結果を加盟店に報告しなければならない旨を委託契約中に定めること。
 - (7) 加盟店が受託者に対し、クレジットカード番号等の取扱いに関し第 32 条(調査)に定める調査権限と同等の権限を有する旨を委託契約中に定めること。
 - (8) 受託者がクレジットカード番号等の取扱いに関する義務違反をした場合には、加盟店は、必要に応じて当該受託者との委託契約を解除できる旨を委託契約中に定めること。

第31条（事故時の対応）

1. 加盟店又は受託者の保有する購入者のクレジットカード番号等につき、漏えい等又はそのおそれが生じた場合

には、加盟店は、自らの費用負担で遅滞なく次の各号の措置をとらなければならないものとします。

- (1) カード会社が認める第三者機関により漏えい等の有無を調査すること。
 - (2) 前号の調査の結果、漏えい等が確認されたときには、その発生時期、影響範囲（漏えい等の対象となったクレジットカード番号等の特定を含みます。）その他の事実関係及び発生原因を調査すること。
 - (3) 前二号の調査結果を踏まえ、二次被害防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実行すること。
 - (4) 漏えい等の事実及び二次被害防止のための対応について必要に応じて公表し、又は影響を受ける購入者に対してその旨を通知すること。
2. 前項柱書の場合であって、漏えい等の対象となるクレジットカード番号等の範囲が拡大するおそれがあるときには、加盟店は、直ちに当該クレジットカード番号等その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するために必要な措置を講じなければならないものとします。
 3. 加盟店は、第1項柱書の場合には、直ちにその旨をゼウスに対して報告すると共に、遅滞なく第1項各号の事項につき、次の各号の事項を報告しなければならないものとします。
 - (1) 第1項第1号及び第2号の調査の実施に先立ち、その時期及び方法
 - (2) 第1項第1号及び第2号の調査につき、その途中経過及び結果
 - (3) 第1項第3号に関し、計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュール
 - (4) 第1項第4号に関し、公表又は通知の時期、方法、範囲及び内容
 - (5) 前各号に定めるほかこれらに関連する事項であってカード会社又はゼウスが求める事項
 4. 加盟店の保有するクレジットカード番号等が漏えい等した場合又はそのおそれが存在する場合には、加盟店が第1項第4号の措置をとるか否かにかかわらず、ゼウスは、事前に加盟店の同意を得ることなく、自らその事実を公表し、又は当該クレジットカード番号等に係る購入者に対して通知することができます。

第32条（調査）

1. 次の各号のいずれかの事由があるときには、ゼウスは、自ら又はゼウスが適当と認めて選定した者により、加盟店に対して当該事由に対応して必要な範囲で調査を行うことができ、加盟店は、これに応ずるものとします。
 - (1) 加盟店又は受託者においてクレジットカード番号等につき、漏えい等又はそのおそれが生じたとき。
 - (2) 加盟店が行った信用販売について不正利用が行われ、又はそのおそれがあるとき。
 - (3) 加盟店が第6条（信用販売の申込受付業務、事前承認請求業務及び事前承認請求結果の受領業務）、第7条（不正利用等発生時の対応）、第21条（差別的取扱いの禁止）、第29条（購入者のクレジットカード番号等の取扱い）から第31条（事故時の対応）、第33条（是正改善計画の策定と実施）又は第47条（届出事項の変更）のいずれかに違反しているおそれがあるとき。
 - (4) 前各号に定める場合のほか、加盟店の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、ゼウスが割賦販売法に基づき加盟店に対する調査を実施する必要があると認めたとき。
2. 前項の調査は、その必要に応じて次の各号の方法によって行うことができるものとします。
 - (1) 必要な事項の文書又は口頭による報告を受ける方法
 - (2) クレジットカード番号等の適切な管理又は不正利用の防止のための措置に関する加盟店の書類その他の物件の提出又は提示を受ける方法
 - (3) 加盟店若しくは受託者又はその役員若しくは従業員に対して質問し説明を受ける方法
 - (4) 加盟店又は受託者においてクレジットカード番号等の取扱いに係る業務を行う施設又は設備に立ち入り、クレジットカード番号等の取扱いに係る業務について調査する方法
3. 前項第4号の調査には、電子計算機、ネットワーク機器その他クレジットカード番号等をデジタルデータとして取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集又は解析等を内容とする調査（デジタルフォレンジック調査）が含まれるものとします。
4. ゼウスは、第1項第1号又は第2号の調査を実施するために必要となる費用であって、当該調査を行ったことよって新たに発生したものを加盟店に対して請求することができるものとします。ただし、第1項第1号に基づく調査については、加盟店が第31条（事故時の対応）第1項第1号及び第2号に定める調査並びに同条第3項第1号及び第2号に定める報告に係る義務を遵守している場合、第1項第2号に基づく調査については、加盟店が第7条（不正利用等発生時の対応）第1項に定める調査及び第2項に定める報告に係る義務を遵守している場合はこの限りではありません。

第33条（是正改善計画の策定と実施）

1. 次の各号のいずれかに該当する場合には、ゼウスは、加盟店に対し、期間を定めて当該事案の是正及び改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、加盟店は、これに応ずるものとします。
 - (1) 加盟店が第29条（購入者のクレジットカード番号等の取扱い）第3項、第4項若しくは第30条（加盟店によ

るクレジットカード番号等の取扱いの委託)の義務を履行せず、又は受託者が同条第2項第2号若しくは第3号により課せられた義務に違反し、又はそれらのおそれがあるとき。

- (2) 加盟店又は受託者の保有するクレジットカード番号等につき、漏えい等、又はそのおそれが生じた場合であって、第31条(事故時の対応)第1項第3号の義務を相当期間内に履行しないとき。
 - (3) 加盟店が第6条(信用販売の申込受付業務、事前承認請求業務及び事前承認請求結果の受領業務)第1項に違反し、又はそのおそれがあるとき。
 - (4) 加盟店が行った信用販売について不正利用が行われた場合であって、第7条(不正利用等発生時の対応)の義務を相当期間内に履行しないとき。
 - (5) 加盟店の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、割賦販売法に基づき、ゼウスに対し、加盟店についてその是正改善を図るために必要な措置を講じることが義務付けられるとき。
 - (6) 前各号に定めるほか、ゼウスが加盟店について生じた事案について是正改善の必要があると判断したとき。
2. ゼウスは、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、加盟店が当該計画を策定若しくは実施せず、又はその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正若しくは改善のために十分ではないと認めるときには、加盟店と協議の上、是正及び改善のために必要かつ適切と認められる事項(実施すべき時期を含みます。)を提示し、その実施を求めることができ、加盟店は、これに応ずるものとします。

第34条 (取引記録等の保管)

1. 加盟店は、本サービスを利用して行った購入者に関する個人情報その他売上データ又は自署のある売上票(正しい暗証番号の入力により自署が不要となる場合は売上票)等の取引に関する記録を7年間保管するものとし、カード会社又はゼウスから請求があるときは、速やかに当該情報をゼウスに提出するものとします。
2. 加盟店は、本サービスを利用して行った購入者との取引に関してゼウスが保有する個人情報、クレジットカード番号等その他取引に関する記録を、ゼウスが7年間保有すること及び当該期間経過後に破棄することをあらかじめ承諾します。

第35条 (安全管理措置)

加盟店及びゼウスは、店舗及び当該店舗の運営に係る通信、各社内ネットワーク等につき、情報漏えいその他の事故が発生しないよう、必要な安全管理措置をとるものとします。

第36条 (不正アクセス禁止)

1. 加盟店及びゼウスは、カード会社のコンピューターに不正なアクセスを行ってはならないものとします。
2. 加盟店及びゼウスは、相手方の保有するコンピューターに対して不正なアクセスを行う等、その業務を阻害してはならないものとします。

第37条 (守秘義務)

加盟店及びゼウスは、本契約の履行に関連して知り得た相手方又はカード会社の技術上、営業上その他の事業上の一切の秘密情報について責任を持って管理するものとし、本規約に定める以外の目的に利用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 当該情報を知った時点で秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた秘密情報によらず、独自に開発した情報
- (4) 本契約に違反することなく、かつ、提供の前後を問わず公知となった情報

第7章 一般条項

第38条 (反社会的勢力の排除)

1. 加盟店及びゼウスは、相手方に対し、自己及び自己の役員等が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらの者を「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当

に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること。

- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 加盟店及びゼウスは、相手方に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 加盟店及びゼウスは、相手方が前各項の確約に反し、又は反していると合理的に疑われる場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに相手方との取引の全部若しくは一部を停止し、又は相手方との契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。なお、加盟店及びゼウスは、かかる合理的な疑いの内容及び根拠に関し、相手方に対して何ら説明し、又は開示する義務を負わないものとし、取引の停止又は契約の解約に起因し、又は関連して相手方に損害等が生じた場合であっても、何ら責任を負うものではないことを確認します。
4. 加盟店及びゼウスは、自己（自己の役員等を含みます。）が第1項又は第2項の確約に反したことにより相手方が損害を被った場合、相手方に生じたその損害を賠償する義務を負うことを確約するものとします。

第39条（加盟店の禁止行為）

加盟店は、次の各号の行為を行ってはならないものとし、加盟店の役員又は従業員が次の各号の行為又はこれに類する行為を行った場合には、加盟店が自らこれを行ったものとみなされるものとします。

- (1) クレジットカードを利用した実質的な有償の消費貸借を行う行為
- (2) 購入者と別途締結する契約の履行方法の一部として信用販売を行う行為
- (3) 自らが発行を受けたクレジットカードを、自らの商品の代金の決済に用いる行為
- (4) 商品の売買又は提供の実態がないにもかかわらず、信用販売を装い、クレジットカードを取り扱う行為
- (5) 購入者に現金を取得させることを目的としてクレジットカードを取り扱う行為
- (6) 第三者の購入者に対する債権の決済又は回収を目的として購入者が使用するクレジットカードを取り扱う行為
- (7) その他カード会社又はゼウスが不相当と判断した行為

第40条（解除事由）

1. 加盟店及びゼウスは、相手方が本契約に違反し、相当期間を定めて催告したが改善がなされなかったときのほか、次の各号のいずれかに該当する場合、直ちに本契約を解除することができます。
 - (1) 自ら振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき、その他支払停止となったとき。
 - (2) 差押、仮差押、滞納処分、強制競売その他の強制執行等を受けたとき又は抵当権等の担保権の実行を受けたとき。
 - (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申し立てを受け、又はこれらの申し立てを自ら行ったとき。
 - (4) 前三号に準ずるほど支払能力が極度に低下したと判断できる相当の理由が認められるとき。
 - (5) 相手方への業務妨害に相当する重大な背信行為があったとき。
 - (6) 法令に違反し、公的機関から処分を受けたとき。
 - (7) その他カード会社が加盟店契約において定める解除事由に該当したとき。
2. ゼウスは、加盟店において次の各号の事由のいずれかが発生した場合、直ちに本契約を解除し、又は当該事由の発生に伴い生じた問題を解消するためにゼウスが相当と判断する措置を講じることができます。この場合において、ゼウスは、当該措置を講じるために要した費用を加盟店に請求することができます。
 - (1) 加盟店が取り扱う商品に関して提供する情報、販売方法、宣伝広告、サービス提供内容等の変更があったことにつきゼウスに連絡がない、又は当該変更が本契約に違反するとき。
 - (2) 法令の改定や官公庁の通達、カード会社の規則変更等により、加盟店の行う取引が本サービスを利用して行えなくなったとき。
 - (3) 加盟店が取り扱う商品に関する購入者からの苦情、損害賠償請求等が著しく多いとゼウスが判断したとき。
 - (4) 事前に届け出られた加盟店の住所、電話番号又はメールアドレスを用いてもゼウスが加盟店との間で連絡を取ることができないとき。

- (5) クレジットカード番号等が漏えいし、又はそのおそれがあるとゼウスが判断したとき。
 - (6) 1年以上本サービスの利用がないとき。
 - (7) 第39条(加盟店の禁止行為)に違反したとき。
 - (8) その他カード会社又はゼウスが加盟店として不適当と判断したとき。
3. ゼウスは、前二項各号に該当する場合、本サービスの利用を停止することができるものとし、ゼウスは、本契約の解除又は本サービスの利用停止に起因し、又は関連して加盟店に損害等が生じた場合であっても、一切の責任を負いません。
 4. ゼウスは、第3条(カード会社との加盟店契約)に定める加盟店契約締結のための加盟店審査の結果、カード会社より加盟希望者を加盟店として不適当と認める旨の通知がゼウスに到達したとき又は加盟店がカード会社と締結する加盟店契約のいずれかが理由の如何を問わず終了したことを検知した場合は、加盟希望者又は加盟店に対し通知の上で直ちに本契約を解約することができます。
 5. 加盟店及びゼウスは、ゼウスとカード会社との間で締結される第4条(業務委託)第2項に定める契約が理由の如何を問わず終了した場合、本契約の全部又は一部がこれと同時に解約される場合があることにつきあらかじめ承諾します。
 6. 本条に基づく解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げません。

第41条（支払留保）

1. ゼウスは、第40条(解除事由)第1項又は第2項に定める事由が生じた場合、加盟店が負担すべき債務の弁済に充てるため、加盟店に支払うべき金銭の全部又は一部の支払いを原則として6ヶ月間留保することができます。
2. 前項で定めた支払留保期間中(第3項で延長した期間中も含まれます。)、加盟店がゼウスに対して負担すべき債務が発生した場合、ゼウスは、加盟店に対する意思表示をせずに、前項で支払いを留保した金銭をこれに充当することができます。
3. ゼウスは、第1項で定めた留保期間中又は留保期間満了後、加盟店と協議の上、留保できる期間を延長することができるものとし、
4. 第2項で発生した債務の総額が第1項でゼウスが留保した金額を超過する場合、ゼウスは、不足金額につき別途請求するものとし、加盟店は、支払期日までに当該不足金額をゼウスに支払います。
5. ゼウスは、第1項で支払いを留保した金額につき、第1項に定める期間満了後、第2項で支払いに充当した額を控除した上でゼウスが定める方法に従って加盟店に返還します。なお、ゼウスが本条に基づき留保した金額について遅延損害金及び利息等は発生しません。

第42条（損害賠償）

1. 加盟店及びゼウスは、相手方が本契約に違反したときは、相手方に対してその違反状態の解消を求めることができるほか、相手方の故意又は過失に基づく損害を被った場合は、その違反と相当因果関係の認められる範囲の損害の賠償を相手方に対して請求することができます。ただし、特別の事情によって生じた損害については、予見することの可能性にかかわらずこの限りではありません。
2. 加盟店及びゼウスが、電気通信回線の通信不能又は地震等の自然災害等それぞれの支配が及ばない事情により本規約に定める義務が履行できなかった場合は、前項の損害賠償の責任を負いません。
3. ゼウスは、保守点検を目的として本サービスを停止することができるものとし、このために生じた委託業務の処理の停止については、何らの責任を負いません。なお、本サービスの停止は、加盟店に対してあらかじめ停止の時期を文書で通知した上で行うよう努めますが、緊急等やむを得ない場合はこの限りではありません。
4. 加盟店の行為によりカード会社又はゼウスに損害が生じた場合、加盟店は、当該カード会社又はゼウスからの損害賠償請求に応じる義務を負います。
5. ゼウスがカード会社に対して加盟店を連帯保証している場合、前項の損害賠償請求に関し、ゼウスがカード会社から保証債務の履行を求められたときには、加盟店は、ゼウスの保証債務の履行前後を問わず、求償権に基づく請求に応じるものとし、
6. 加盟店がクレジットカード番号等を漏えいし、又はそのおそれがある場合、次の各号の費用等は、カード会社又はゼウスの損害とみなすものとし、加盟店は、前二項の対応をとるものとし、ただし、カード会社又はゼウスの損害は、これらに限られません。
 - (1) 漏えいし、又はそのおそれのあるクレジットカード番号等に係るクレジットカードの差替えに要した費用
 - (2) 漏えいし、又はそのおそれのあるクレジットカード番号等を利用した信用販売(購入者による正当な取引であることにつき疑義のない取引を除きます。)の金額
 - (3) 購入者への対応のために要した費用(人件費、コールセンター費用、通信費、印刷費等を含みますがこれに限られません。)

第43条（有効期間）

1. 本契約は、その成立した日から効力を有し、起算日から 1 年後の日まで有効とします。ただし、加盟店又はゼウスが契約満了日の 2 ヶ月前までに文書による更新の拒絶を行わないときは、本契約はさらに同内容で 1 年間更新されるものとし、以後はこの例によるものとします。
2. 加盟店及びゼウスは、その希望する解約月の 2 ヶ月前の末日までに相手方に文書で通知を行うことでいつでも解約を行うことができます。なお、解約の効果は解約月の末日に発生し、日割り計算によるシステム利用料の精算は行いません。

第44条（契約終了後の有効規定）

1. 本契約が終了した場合であっても、契約終了日までにカード会社に対して売上請求が行われた信用販売については有効に存続し、本規約上の規定もこれらの信用販売の処理に必要な限りにおいて有効に存続します。ただし、加盟店及びゼウスが別途合意をした場合はこの限りではありません。
2. 前項の規定にかかわらず第 6 章、第 41 条（支払留保）、第 42 条（損害賠償）、第 45 条（商号等の使用）、第 52 条（合意管轄裁判所）及び第 53 条（協議事項）の規定については、本契約終了後においても効力を有します。

第45条（商号等の使用）

加盟店は、各カードブランド、各カード会社及びゼウスの商号、商標、ロゴ等を、本契約の有効期間中、加盟店契約又はゼウスが事前に定める方法及び範囲に従って使用することができます。

第46条（地位の譲渡等）

加盟店は、本規約に定める権利義務及び契約上の地位を第三者に譲渡又は担保に供する場合には、事前にゼウスの定める手続きに従います。なお、ゼウスは、ゼウスにおいて承認されていない権利義務及び契約上の地位の譲渡又は担保供与については受け付けません。

第47条（届出事項の変更）

1. 加盟店は、次の各号の事項（以下「届出事項」といいます。）に変更が生じた場合、その旨を遅滞なくゼウスに通知するものとします。ただし、届出事項に変更が生じたことをゼウスが適法かつ適正に取得した情報により認識した場合、ゼウスは、その裁量で届出事項の変更手続をとることができます。
 - (1) 氏名又は名称、住所及び電話番号
 - (2) 法人である場合には、当該法人の代表者又はこれに準ずる者の氏名及び生年月日
 - (3) 取扱商品及び販売方法又は役務の種類及び提供方法
 - (4) 第 30 条（加盟店によるクレジットカード番号等の取扱いの委託）第 2 項に基づき受託者に委託する場合には、受託者の氏名又は名称その他ゼウスが要求した事項
 - (5) 直近 5 年間の特定商取引法による処分の有無
 - (6) 直近 5 年間の消費者契約法違反を理由とする敗訴判決の有無
 - (7) その他加盟店がゼウスに対して届け出た事項
2. 加盟店は、第 29 条（購入者のクレジットカード番号等の取扱い）第 3 項に基づき指定する具体的方法又は態様を変更しようとする場合には、あらかじめゼウスと協議しなければならないものとします。
3. ゼウスは、加盟店に対し、別途指定する事項につき定期的に又は随時報告を求めることができるものとします。
4. ゼウスは、加盟店が前各項に定める対応を行わなかったことにより、加盟店に何らかの損害等が生じたとしても、当該損害等については責任を負いません。

第48条（本契約の変更）

1. 本契約を変更する場合、次の各号のいずれかの方法によるものとします。
 - (1) ゼウスが変更予定日の 1 ヶ月前までに加盟店に対して変更内容を通知する方法
 - (2) 加盟店及びゼウスがゼウス所定の文書で合意する方法
2. 前項第 1 号の通知受領後、加盟店が変更予定日の 5 営業日前までに次項に定める措置をとらなかった場合、加盟店は、変更内容を承認したものとし、以後、変更後の契約が適用されます。
3. 第 1 項第 1 号の通知受領後、加盟店が変更予定日の 5 営業日前までに異議を申し出た場合には、解約の意思表示をしたものとみなし、ゼウスは、変更予定日の属する月の前月末日までに本契約の解約の手続きを行うものとします。
4. 前各項の規定にかかわらず、加盟店にのみ利益となる変更の場合又は誤記、表現の修正その他本契約の内容

の実質的な変更を伴わない場合、ゼウスは、ゼウスが定める日付で本契約を変更することができるものとします。

第49条（通知）

1. 本契約に関するゼウスの加盟店に対する通知は、加盟店がゼウスに対し届け出た連絡先に対して書面による送付、ファックス若しくは電子メールによる送信又はゼウスのウェブサイト上に掲載する等ゼウスが適当と判断する方法によって行います。
2. ゼウスが前項の通知を、①書面を送付する方法により行った場合、その通知が通常到達すべき時点、②ファックス又は電子メールを送信する方法により行った場合、ゼウスがファックス又は電子メールを発送した時点、③ゼウスのウェブサイト上に掲載する方法により行った場合、ゼウスが通知内容を含むデータをアップロードした時点で、それぞれ到達したものとみなします。

第50条（再委託）

ゼウスは、本サービスの提供のための業務の全部又は一部を、加盟店の承諾なく第三者に再委託することができます。

第51条（準拠法）

本契約をはじめとして、加盟店とゼウスとの間で締結される諸契約に関する準拠法はすべて日本法とします。

第52条（合意管轄裁判所）

加盟店及びゼウスは、本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第53条（協議事項）

本規約に定めのない事項については、加盟店及びゼウスは、カード会社の示す加盟店契約、関係法令及び取引慣行に従うほか、信義に従い誠意をもって協議することにより解決するよう努めるものとします。

付則 改正された本規約は2020年8月1日より施行されます。

加盟店信用情報機関のご案内

	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター (JDM センター)
住所	〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 14-1 住生日本橋小網町ビル
電話番号	03-5643-0011
共同利用の管理責任者	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター 代表理事 松井 哲夫
URL	https://www.j-credit.or.jp/
共同利用の目的	割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店における利用者等の保護に欠ける行為（その疑いがある行為及び当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含む。）に関する情報及び利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報並びにクレジットカード番号等の適切な管理及びクレジットカード番号等の不正な利用の防止（以下「クレジットカード番号等の適切な管理等」という。）に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報及びクレジットカード番号等の適切な管理等に必要な加盟店に関する情報を、ゼウスが、加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「JDM 会員」という。）であるカード会社を通じて JDM センターに報告すること及び JDM 会員に提供され共同利用することにより、JDM 会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店の排除をするとともにクレジットカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。
共同利用される情報	①個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等にかかる苦情処理のために必要な調査の事実及び事由 ②個別信用購入あっせんにかかる業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として個別信用購入あっせんにかかる契約を解除した事実及び事由 ③クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実及び事由 ④クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等のための措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めて当該加盟店に対して行った措置（クレジットカード番号等取扱契約の解除を含む。）の事実及び事由 ⑤利用者等の保護に欠ける行為に該当したもの（該当すると疑われる又は該当するかどうか判断できないものを含む。）に係る、JDM 会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報 ⑥利用者等（契約済みのものに限らない。）から JDM 会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報（当該行為と疑われる情報及び当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報を含む。） ⑦加盟店が行ったクレジットカード番号等の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報 ⑧行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反又は違反するおそれがあるとして、公表された情報等）について、JDM センターが収集した情報 ⑨上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報 ⑩前記各号にかかる当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号、法人番号並びに代表者の氏名及び生年月日）。ただし、上記⑥の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名及び生年月日（法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日）を除く。
保有される期間	登録日又は必要な措置の完了日（講じるべき必要な措置が複数ある場合は全ての措置が完了した日）、契約の解除日から5年を超えない期間保有されます。
共同利用者の範囲	協会会員であり、かつ、JDM 会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者及び JDM センター （JDM 会員名は、上記ホームページよりご確認ください。）